

## (参考) 選定後のスケジュールの目安について(特定施設)

スケジュールの目安※ <sup>1</sup>		事業者	県介護保険課	(参考)その他手続(主なもの)
平成31年10月頃			選定結果通知	
平成31年10月末まで		整備スケジュール提出		開発行為事前協議 (市街化調整区域の場合) (→市町村担当課、県建築安全推進課)
	基本設計・実施設計			地元説明(自治会・水利組合)
(有料老人ホームの場合) 実施設計着手後速やかに 建築確認前まで		有料老人ホーム整備に係る事前協議 ※開発審査会に付議する必要がある場合は、審査会の2か月前までに事前協議書類を提出すること。		農地法に係る協議 (該当する場合) (→市町村担当課)
建築確認後速やかに		有料老人ホーム設置届出(老人福祉法第29条) ※届出後に入居者募集を行うこと		開発許可申請 (該当する場合) (→市町村担当課、県建築安全推進課)
(サービス付き高齢者向け住宅の場合) 実施設計着手後速やかに 建築確認前まで		サービス付き高齢者向け住宅整備に係る事前協議 協議先: 県住まいまちづくり課、介護保険課  ※開発審査会に付議する必要がある場合は、審査会の2か月前までに事前協議書類を提出すること。		文化財保護法に係る届出 (該当する場合) (→市町村担当課)
事前協議後速やかに		サービス付き高齢者向け住宅登録申請 (高齢者の居住安定確保に関する法律第6条) 提出先: 県住まいまちづくり課		
	工事着工			
平成33年2月末まで (開設の2か月前の末日まで)		事業所指定申請(介護保険法)		
	工事竣工		事業所指定	
平成33年4月1日	開設			

※<sup>1</sup> 本スケジュールは、平成33年4月開設のスケジュールの目安を示したものです。個々のケースでは、スケジュールが前後する場合がありますのでご了承ください。